

「預金者保護法」および当金庫の規定に基づく 偽造・盗難カード、盗難通帳等による被害補償についてのお知らせ

個人のお客様が「偽造・盗難カード等を用いたATMからの不正な預金払戻し被害」および「盗難通帳等による不正な預金払戻し被害」に遭われた場合に原則、当金庫が補償いたします。

ただし、以下の場合は、補償対象外または減額となることがありますので、お客様におかれましても日頃のカード・通帳・暗証番号等の管理につきましては、くれぐれもご注意願います。

1. お客様に過失がある場合〔下記Ⅰ. Ⅱ. をご参照ください〕
2. 払戻し等が預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われた場合
3. 預貯金者の金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
4. カード・通帳等の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われた場合
5. 払戻し等が預貯金者の故意により不正に行われた場合

I. 偽造・盗難カード等における払戻しでお客様に過失がある場合

お客様ご本人の重大な過失になりうる場合

被害は補償されません

- (1) お客様ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客様ご本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客様ご本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他お客様ご本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

お客様ご本人の過失になりうる場合

偽造カード被害は全額補償、
盗難カード被害は75%を補償

(1)次の①または②に該当する場合

- ①当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(運転免許証、マイナンバーカードなど)とともに携行・保管していた場合
- ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2)(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

①暗証番号の管理

- (ア)当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- (イ)暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

②キャッシュカードの管理

- (ア)キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
- (イ)酔つい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合

(3)その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

注)盗難カード被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

Ⅱ. 盗難通帳等における払戻しでお客様に過失がある場合

お客様ご本人の重大な過失になりうる場合

被害は補償されません

- (1)お客様ご本人が他人に通帳を渡した場合
- (2)お客様ご本人が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3)その他お客様ご本人に(1)、(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

お客様ご本人の過失になりうる場合

被害の75%を補償

- (1)通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2)届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3)印章を通帳とともに保管していた場合
- (4)その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

注)盗難通帳被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

